

看護職員修学資金・奨学金貸付に関する要綱



公立甲賀病院

公立甲賀病院看護職員修学資金・奨学金貸付に関する要綱

1. 目的

この要綱は、保健師、助産師、看護師として公立甲賀病院（以下「病院」という。）各事業に勤務しようとする者または現に勤務している者で、これらの資格を取得するために進学する者に修学資金、奨学金（以下、「修学資金等」という。）を貸し付け、進学または就職を容易にし、もって看護職員の充足に資することを目的とする。

ただし、貸付を受けた学生に対し採用まで優先、保障するものではない。

2. 修学資金等の区分と貸付資格ならびに貸付額

修学資金等の区分と貸付を受けることができる者および貸付額は、次に掲げるとおりとする。

(1) 修学資金

法令等により指定された大学、保健師、助産師、看護師学校または養成所に在学する学生で、病院・施設等の職員の身分を有しない者に貸し付ける資金で返還免除の規定がある資金

看護学科	授業料の月額相当額
	但し、2年課程 月額 50,000円 以内
	定時制課程 月額 50,000円 以内
	3年課程 月額 50,000円 以内
	4年課程 月額 50,000円 以内

保健師学科	授業料の月額相当額
	但し、月額 50,000円以内

助産師学科	授業料の月額相当額
	但し、月額 50,000円以内

(2) 奨学金

病院職員の身分を有しながら上記に掲げる養成施設に在学する学生に貸し付ける資金で、返還免除の規定がある資金

看護学科	いずれの課程においても授業料の月額相当額
	但し、月額 50,000円以内で理事長が定める額

保健師学科	授業料の月額相当額
	但し、月額 50,000円以内で理事長が定める額

助産師学科	授業料の月額相当額
	但し、月額 50,000円以内で理事長が定める額

3. 貸付人数

当該年度予算の範囲内で看護職員の需給状況を勘案して貸付人数を決定する。

4. 貸付期間

修学資金等の貸付期間は、貸付を決定した日の属する月から在学する養成施設を卒業する日の属する月までとする。ただし、病院理事長が必要と認めたときは、必要な期間遡及して貸し付けることができる。

5. 貸付の申請

修学資金等の貸付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、看護職員修学資金等貸付申請書（様式第1号）に現に在学している養成施設の長の在学証明書その他必要とする書類を添えて病院理事長に提出する。※随時受付しますが定員に達し次第締め切ります。

6. 保証人

申請者は、2名の保証人をたてなければならない。

保証人は、修学資金等の貸付を受けた者（以下「修学生」という。）と連帯して債務を負担するものとする。

7. 貸付の決定

一定期日までに申請書の提出があったときは、その内容を審査し、貸付することが適当と認めた場合、貸付を決定し、その旨を看護職員修学資金等貸付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知する。

申請者が予定人数をこえた場合、抽選により決定することを原則とする。

8. 貸付の方法

貸付決定した修学資金等は当該月分を翌月10日までに貸し付ける。ただし、特別の事情があるときは数ヶ月分を合わせて貸し付けることができる。

9. 貸付の解除と停止

修学生が次の各号のいずれか該当するに至ったときは、貸付を解除することがある。

- (1) 養成施設を退学したとき。
- (2) 心身の故障により修学を継続する見込みがなくなったとき。
- (3) 学業成績が著しく不良となったとき。
- (4) 死亡したとき。
- (5) 修学資金等の貸付の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。
- (6) 休学または停学・留年しているときは、その期間貸付を停止する。

10. 受領書および借用証書

修学生は、修学資金等の貸付を受けたときは、その都度速やかに受領書（様式第3号）を、修学資金等の貸付期間が満了したとき、または貸付を解除されたときは、貸付を受けた修学資金等の総額について借用証書（様式第4号）を病院理事長に提出しなければならない。

11. 貸付の辞退

修学生は修学資金等の貸付を辞退しようとするときは、看護職員修学資金等貸付辞退届（様式第5号）を病院理事長に提出しなければならない。

12. 返還

修学資金等は、次のような理由が生じたときは、その理由が生じた日から3ヶ月以内に貸付を受けた修学資金等の総額を返還しなければならない。ただし、病院理事長が病気その他やむを得ない理由があると認めたときは返還を猶予することができる。

- (1) 貸付を解除されたとき。
- (2) 養成施設を卒業した日から1年を経過する日までに当該看護職員としての免許（以下「免許」という。）を取得しなかったとき。
- (3) 免許を取得した後ただちに病院勤務または就職しなかったとき、または採用されなかったとき。
- (4) 死亡もしくは、退職したとき。
- (5) 奨学金については、病院に勤務した場合においても、月賦の方法により、原則2年以内に返還を要する。

13. 返還債務の免除

修学生が病院職員に採用され、看護職員として条例の定める期間に従事したときは、返還債務の全部または一部を免除することができる。

14. 延滞利息

修学生が、正当な理由がなく修学資金等の返還すべき日までに返還しなかったときは、返還すべき日の翌日から返還日までの日数に応じ、年14.5%の割合で計算した延滞利息を支払わなければならない。

15. その他

本要綱に記載したことのほか、修学資金等の貸付関係については修学資金等に関する条例ならびに規則等の定めるところによる。

問い合わせ先 公立甲賀病院 人事課 中城 〒528-0074 滋賀県甲賀市水口町松尾 1256 番地 TEL : 0748 - 62 - 0234 FAX : 0748 - 63 - 0588 e-mail: nakajyo.n@kohka-hp.or.jp
--